

事 務 連 絡
令和 4 年 4 月 22 日

各

都道府県
指定都市
中核市

 介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

ゴールデンウィーク等の連休時の高齢者施設等における
新型コロナウイルス感染症にかかる対応について

高齢者施設等や自治体の職員の皆様をはじめ、一連の新型コロナウイルス感染症対応に携わる方々におかれては、長期間にわたり献身的に従事いただいていることに心より感謝いたします。

新型コロナウイルス感染症の現在の感染状況は、足下では大都市圏を中心に減少の動きが見られるものの、増加が続く地域もあり、昨年夏のピークよりも高い状況が続いていることには変わらない（令和4年4月20日時点での厚生労働省アドバイザリーボードにおける評価）こと等を踏まえると、ゴールデンウィーク等の連休時においても、引き続き、高齢者施設等への支援体制等を維持・確保するとともに、感染対策を徹底することが重要です。

つきましては、先般よりお願いしている高齢者施設等における医療支援の更なる強化とともに、連休時においても必要な体制等が確保できるよう、各都道府県介護保険担当主管部局におかれては、特に下記に記載の内容について、必要に応じて、衛生主管部局や市町村、関係団体を含めた関係者と協議を行っていただき、対応に遺漏なきようお願いいたします。

記

- ① 「ゴールデンウィーク等の連休時の保健・医療提供体制の確保について」（令和4年4月13日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部及び医政局連名事務連絡（別添））の記の⑧において、高齢者施設等における医療支援の体制をゴールデンウィーク等の連休時にも保持いただくよう、衛生主

管部局宛てにお願いしているところです。介護保険担当主管部局におかれましても、例えば、「オミクロン株の特性を踏まえた保健・医療提供体制の対策徹底を踏まえた対応について（高齢者施設等における医療支援の更なる強化等）の考え方について」（令和4年4月4日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部ほか連名事務連絡）にて設置及び高齢者施設等への個別の周知をお願いした、高齢者施設等においてコロナ陽性者が発生した場合の専用相談窓口について、連休中の連絡先が通常と異なる場合には、その旨を管内の高齢者施設等に周知することも含め、高齢者施設等が連休時にも円滑な相談等ができるよう必要な対応をお願いします。

- ② 「高齢者施設における新型コロナウイルス感染症発生に備えた対応等について」（令和2年6月30日付け厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）等により、平時から都道府県単位の介護サービス事業所・施設等の関係団体等と連携・調整し、緊急時に備えた介護職員の応援体制を構築いただいているところですが、連休時においても応援職員の派遣依頼があった場合に適切に対応ができる体制を保持いただくようお願いします。
- ③ 高齢者施設等における面会の実施にあたっての留意点については、「社会福祉施設等における面会等の実施にあたっての留意点について」（令和3年11月24日付け厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）等によりお示ししております。連休時は家族等と面会する機会も多くなると考えられますが、引き続き、感染防止対策を徹底するとともに、感染が拡大している地域では、面会の実施にあたってオンラインによる実施も含めた対応を検討することについて、管内の高齢者施設等に周知をお願いします。

以上